

揭示期間 4月1日－4月10日

新潟市告示第187号

保育料、延長保育料、一時預かり利用料
及び副食費収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、保育料、延長保育料、一時預かり利用料及び副食費の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地（順序不同）

名称	所在地
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-6-7日本橋日銀通りビル5階
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

2 収納事務を行わせる歳入

保育料、延長保育料、一時預かり利用料及び副食費
並びに上記保育料等にかかる延滞金及び遅延損害金

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 収納事務を委託した日

令和7年4月1日

5 収納事務を行わせる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで